

平成23・24年度

松浦市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領

平成23・24年度に松浦市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の競争入札に参加を希望する者は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。この申請書は、松浦市の公営企業部門の入札参加資格申請を兼ねるものとします。

なお、物品及び役務の提供に係る競争入札参加資格申請は会計課で取り扱っております。

1 申請書提出期間等

(1) 受付期間

平成23年1月17日(月)から平成23年2月28日(月)まで ※当日消印有効
(土曜、日曜、祝日を除く)

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、期間後でも受け付けることができます。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(3) 受付場所

〒859-4598

松浦市志佐町里免365番地

松浦市建設課管理係(TEL 0956-72-1111 内線202、209)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送で提出される場合は、受付票を返送しますので、80円切手を貼った返信用封筒《定形》を必ず同封してください。)

2 参加資格の有効期間

平成23・24年度の2年間とします。(当該競争入札参加資格が認定されたときから、次回(平成25・26年度)の競争入札参加資格審査に基づく競争入札参加資格の認定のときまでとします。)

但し、中間年度(平成24年度)の入札参加資格を得るためには、追加書類として下記7に掲載の書類を提出することが条件になります。追加書類の提出がないと平成24年度の入札参加資格が消滅することになります。

3 競争入札参加者の資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者(※注1)

(2) 松浦市税(松浦市内に本店又は委任先の営業所等を有する者のみ)、消費税及び地方消費税の滞納がない者

(3) 経営状態が健全であると認められる者

会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。更生又は再生手続がなされた者にあつては、手続開始の決定を受けた者。ただし、建設工事にあつては加えて経営事項審査を受けた者。

(4) 建設工事にあつては建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、同法第27条の23の規定による経営事項の審査を受けた者で現に建設業を営んでいる者

(5) 測量、建設コンサルタント業務等にあつては希望する業種の種類に応じて必要な登録等を受けている者

※注1 地方自治法施行令第167条の4 （一般競争入札の参加者の資格）

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 提出書類

提出書類一覧表のとおり、番号順にA4判（タテ）の紙製ファイル（色指定なし）に左綴じして提出してください。（表紙及び背表紙に名称又は商号を記入してください。）

5 変更及び廃業等の届出

申請後、次に該当する場合は、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品製造等）（中央公契連の統一様式）を提出してください。

(1) 次の事項を変更した場合

- ① 商号又は名称

②代表者又は受任者

③所在地（主たる営業所又は委任を受けた営業所）

④電話番号又はファクシミリ番号（主たる営業所又は委任を受けた営業所）

⑤建設業の許可

※①～③の場合で委任先があるときは、委任状も提出してください。

（２）次の事項に該当した場合

①廃業したとき

②入札参加資格を取得した個人が死亡したとき

③法人が合併により消滅又は破産したとき

④上記③以外の事由により解散したとき

⑤許可を受けた建設業を廃止したとき

６ 再審査の申請

入札参加資格取得後、次に該当する場合は、速やかに入札参加資格申請の再審査を申請してください。

（１）法人の合併、事業譲渡、分割等により入札参加資格を承継しようとするとき

（２）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、更生計画の認可が決定されたとき

（３）民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受け、再生計画の認可が決定されたとき

７ 中間年度の追加書類について

平成２４年度の追加書類として、下記の書類を平成２４年２月末までに提出してください。

○建設工事

- ・平成２３年度に経営事項審査を受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・松浦市税の納税証明書（写し可） ※市内に本社または委任を受けた営業所等がある者のみ必要

○測量、建設コンサルタント等

- ・消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・松浦市税の納税証明書（写し可） ※市内に本社または委任を受けた営業所等がある者のみ必要

８ その他

平成２１・２２年度に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出した場合は、その時の受付番号を松浦市一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（その１）の左上の前回受付番号欄に明記してください。

この要領は、松浦市役所のホームページに掲載しています。

提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント業務等）

No.	提出書類	補足説明	必須又は任意
①	提出書類チェック表	市指定様式。提出書類の確認時に記入すること	必須
②	松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】	市指定様式（その１）（その２）	必須
③	有資格者等調書	市指定様式	必須
④	入札保証金免除申請書 ※入札保証金免除希望の場合は提出	市指定様式（添付書類必須）	任意
⑤	経営規模等総括表及び財務諸表		必須
⑥	営業所一覧表	市指定様式又は中央公契連統一様式	必須
⑦	測量等実績調書	市指定様式又は中央公契連統一様式（任意のものでも可）。業務の種類別に作成	必須
⑧	技術者名簿（本社、委任先）	市指定様式（任意様式を使用する場合で委任先がある時は、委任先の技術者が分かるよう作成）	必須
⑨	従業員数及び資格別技術者数（本社、委任先）	市指定様式	必須
⑩	松浦市の市税を滞納していない旨の証明書（写し可） ※市内に本社又は委任先の営業所がある場合提出	完納証明書【様式第５号（その３）】。 ３か月以内に証明を受けたもの	市内のみ必須
⑪	税務署発行の納税証明書（消費税及び地方消費税）（写し可）	法人事業者はその３の３様式、個人事業者はその３の２様式。３か月以内に証明を受けたもの	必須
⑫	商業法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可） ※法人事業者のみ提出	３か月以内に証明を受けたもの	法人は必須
⑬	本籍地の市・区役所又は町村役場で発行される身分証明書 ※個人事業者のみ提出	３か月以内に証明を受けたもの	個人は必須
⑭	年間委任状（委任期間は空欄） ※契約権限等を営業所等に委任する場合に提出	任意様式	任意
⑮	登録の証明書（写し可） ※測量、地質調査、建築士事務所、建設コンサルタント登録業者は提出	３か月以内に証明を受けたもの	業種によっては必須